

令和8年度

中京区民まちづくり支援事業 募集案内

中京区役所では、区内で実施されている区民主体のまちづくり活動に対して、経費の一部を補助する「中京区民まちづくり支援事業」を実施しています。

地域のつながりの促進、多様な主体との交流又は文化・学藝の継承等を目指した取組が対象です。まちづくり活動に熱心に取り組む皆さまからの御提案をお待ちしています。

募集期間

令和8年4月1日（水）～

※ 随時募集となっておりますが、事業自体は令和8年度中（令和9年3月31日（水））までに完了する必要があります。

【相談・問合せ先】

〒604-8588

京都市中京区西堀川通御池下ル

西三坊堀川町521

中京区役所地域力推進室 まちづくり担当

電話 075-812-2421

FAX 075-812-0408

メール nakagyo@city.kyoto.lg.jp

目次

1	手続きの流れ（スケジュール）について	1 ページ
2	対象団体及び対象事業について	2 ページ
3	対象経費について	2 ページ
4	申請手続について	3 ページ
5	審査・決定について	3 ページ
6	交付決定後の流れについて	4 ページ
7	事業完了報告について	4 ページ
8	活動に対する支援等について	5 ページ

1 手続きの流れ（スケジュール）について

事前相談

《必須》

- ・ 中京区役所に事前相談いただきます。
- ・ 事前相談の際は、電話等で必ず日時を予約してください。

中京クーチャーセンターの開催

《必須》

- ・ アクションナビゲーターを交えたセッション（1～2回）
- ・ クーチャーセッションを踏まえて事業内容をブラッシュアップしてください。

申請書類提出

- ・ 申請書類は[ホームページ](#)からダウンロードできます。
- ・ 申請書類は郵送・メール又は持参してください。

交付決定

- ・ 申請書に基づいて事業内容等を審査し、補助金の交付・不交付を決定し、申請団体に通知します。

事業実施

（交付決定～3月31日）

事業完了報告

（事業終了後30日以内又は3月31日のいずれか早い期日まで）

- ・ 事業完了報告書類を提出してください。

補助金の交付

（事業完了報告後）

- ・ 事業完了報告書類の内容を確認後、交付額を確定し、補助金を交付します。

事業報告会

（令和9年度 第1回目の中京マチビト Café（予定））

- ・ 活動実績や成果の報告を行っていただきます。

2 対象団体及び対象事業について

団体・グループ（町内会やNPOなど）が中京区内で令和8年度中（令和8年4月～令和9年3月末）に実施する、地域のつながりの促進、多様な主体との交流又は文化・学藝の継承等を目指したまちづくり活動が対象です。

※ 中京区内に居住し、若しくは通勤、通学する者又は中京区内で事業活動その他の活動を行う者で構成されている団体等が対象です。

※ 同一の（もしくは類似した）事業への交付は1年度を上限とします。

スタートアップ（学生）応援枠		
対象団体	交付額	補助率
中京区役所が主催する「中京クーチャーセンター」の中で議論され、磨かれた事業に取り組む団体等	10万円以内	事業費の3/4 ※学生が主体となる団体は4/4

※中京クーチャーセンターについては[こちら](#)

3 対象経費について

- 対象経費は、補助金の交付決定を受けた事業の実施に直接関係するものに限り、経常的な団体運営に要する経費等は対象となりません。
- 交付決定日（事前着手届を提出した場合は、事前着手日）以降、令和9年3月31日までの支出が対象です。補助対象期間外の経費は対象外です。
- 対象経費であっても、必要性、効果、金額等によっては、認められない場合があります。

対象とする経費（例）	対象としない経費（例）
<ul style="list-style-type: none">イベントの出演者謝礼、交通費イベント会場の施設使用料、設備費搬入、搬出に使うレンタカー費用チラシやポスターのデザイン料、印刷費イベント当日のアルバイト賃料事業に係る保険料 など	<ul style="list-style-type: none">団体構成員への謝礼、交通費運搬に使用した自家用車のガソリン費パソコンなどの汎用性が高い備品購入費団体、グループの運営に要する経費メンバーが所属する団体への委託費飲食費啓発物品代のうち1個当たりの価格が200円（税込み）を超える部分 など

詳しくは、「京都市中京区民まちづくり支援事業補助金交付取扱基準」を御覧ください。
判断に迷うものがあれば、お問合せください。

4 申請手続について

(1) 事前相談（必須）

申請前に中京区役所に事前相談いただきます。

なお、事前相談に来られる際は、電話やメール等で相談日時の予約をしてください。

(2) 中京クーチャーセンターの開催（必須）

アクションナビゲーター^{※1}を交え、クーチャーセッションを開催します。

※1 対話を促すファシリテーター、専門分野の知識を持つ学識経験者、事業の周知方法やノウハウを提供いただく先輩など。

事務局で申請事業に合ったアクションナビゲーターを選定します。

クーチャーセッションを踏まえて事業内容をブラッシュアップしてください。

(3) 交付申請

次の書類を郵送又は持参してください。

<提出書類>

関係書類

- | | |
|--------------------------------|--------------------|
| ① 中京区民まちづくり支援事業補助金交付申請書【第1号様式】 | 必須 |
| ② 事前着手届【第2号様式】 | 交付決定前に
着手する場合のみ |

添付資料（様式不問）

- ・ 構成員名簿 <必須>
- ・ 定款・会則
- ・ 団体の概要や申請事業に関する参考資料

<提出先>

中京区役所 地域力推進室 まちづくり担当（4階 総務・防災担当執務室内）

〒604-8588（郵送の場合は、住所記載不要）

京都市中京区西堀川通御池下ル西三坊堀川町521

※ 関係書類の様式は区役所ホームページからダウンロードできます。

※ 申請書類を持参される場合は、平日9時～17時にお越しください。

※ 申請書提出後、区役所から記載内容についての質問や修正の依頼をすることがあります。
修正等の依頼があった場合には、速やかに修正等の対応をしてください。

5 審査・決定について

提出のあった申請書類を基に、審査し、中京区長が交付の決定を行います。

審査にあたっては、以下の審査基準により審査を行い、交付の可否や交付額及び交付条件を決定します。

【審査基準】

事業の効果性、公益性、自律的継続性

6 交付決定後の流れについて

(1) 補助金の概算払

補助金の支払は、原則として事業完了後ですが、自己資金がない等の理由により、特に事前に補助金の支払いが必要であると認められる場合には、補助金交付予定額の1/2以内の額を概算払として交付することができます。

※ 概算払を受ける場合には、交付決定後に概算払請求書を提出する必要があります。

(2) 事業内容の変更等

交付決定後に事業内容を変更または中止しようとするときは、軽微な変更を除き、「変更・中止承認申請書」を御提出いただく必要があります。

事業内容に変更等の可能性が生じた場合には、些細なことでも、お早めに御相談ください。

(3) 事業実施

- ・ 事業は必ず、令和9年3月31日までに完了してください。
- ・ 事業実施の様子、補助金の対象となる物品が事業に使用されている様子が分かる写真を撮影し、記録に残してください。

7 事業完了報告について

事業が完了した日の翌日から起算して30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

なお、期日までに報告がない場合には、交付決定を取り消す場合があります。

<提出書類>

- ① 中京区民まちづくり支援事業完了報告書 【第8号様式】
- ② 収支決算書 【第9号様式】
- ③ 事業報告書
- ④ 交付対象事業に要した経費の領収書の写し
- ⑤ 事業の実施状況写真、チラシ等の成果物
- ⑥ その他区長が必要と認める書類

事業完了報告書類の提出を受けた後、区役所でその内容を審査し、事業の実施結果に応じて補助金の交付額を確定し、通知します。

令和9年度第1回中京マチビト Caféにて、事業の活動実績や成果について報告していただきます。
(予定)

8 活動に対する支援等について

補助金交付団体は、次のような支援を受けることができます。

- ・ 中京区役所公式 Facebook「なかなか中京 マチビト info」でのイベント等の周知など
 - ※ 市民しんぶん中京区版で掲載する場合があります。
- ・ チラシ等の印刷物の中京区役所庁舎内での配架
- ・ 京都市まちづくり協働コーディネーター (※) からの助言等
など

※ 京都市まちづくり協働コーディネーターとは

まちづくりに関する専門的な立場から、区役所・支所の職員とともに、区民の皆様の自主的な活動をより一層支援するほか、区役所・支所における「まちづくり事業」全般の企画、運営に対して助言等を行います。